

# 「福岡市 確認申請の手引き」の修正

(修正 H22.1.27)

ページ	行	誤	正
はじめに	下から6行目～下から5行目	「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」	「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」
本書の利用上の注意	7行目	住宅・建築＞建築に関する手続き等＞確認申請の手引き	住宅・建築＞建築に関する手続き等＞ <b>確認申請・検査申請＞申請に関する取り扱い＞福岡市確認申請の手引き(平成21年12月改訂版)</b>
6	7行目	平成21年7月改訂版	平成22年1月改訂版
13	表の6行目 3列目	福岡 <b>土木</b> 事務所 641-6581 前原 <b>〃</b> 322-2961	福岡 <b>県土整備</b> 事務所 641-0161 前原 <b>支所</b> 322-2961
14	2. 構造関係の表の3行目 3. 設備の表の2行目	新・建築構造問題 <b>解答集</b> 1～4 昇降機・遊戯施設設計・施工上の <b>指針</b>	新・建築構造問題 <b>快答集</b> 1～4 昇降機・遊戯施設設計・施工上の <b>指導指針</b>
17	表の1行目、3列目	建築主事 <b>又は</b> 指定確認検査機関 ( <b>建築審査課</b> )	建築主事( <b>建築審査課</b> ) <b>又は</b> 指定確認検査機関
18	関係窓口一覧の表の4行目、2列目 関係窓口一覧の表の4行目、3列目 関係窓口一覧の表の5行目、2列目、3段目 関係窓口一覧の表の5行目、3列目、3段目	県 <b>土木</b> 事務所 福岡 <b>土木</b> 事務所(途中略)641-6581 那珂 <b>土木</b> 事務所(途中略)571-0731 前原 <b>土木</b> 事務所(途中略)322-5136 南福岡---福岡法管轄を除く南区 南福岡出張所 南区大橋3-23-50 541-1756	県土 <b>整備</b> 事務所 福岡 <b>県土整備</b> 事務所(途中略)641-0161 那珂 <b>県土整備</b> 事務所(途中略)513-5561 前原 <b>支所</b> (途中略)322-2961 (削除) (削除)
27	表の4行目、3段目	バー、 <b>舞踏場</b> 、	バー、 <b>ダンスホール</b> 、
41	6行目の下に追加	平成21年12月1日	平成21年12月1日 <b>窓口:建築審査課</b>
92	●の2番目 ●の3番目 ●の4番目 最後の行の下に追加	●確認申請書の第四面の【8. 建築設備の種類】の欄に「換気設備」と記入して下さい。(別添1(ア)参照) ●「居室毎の機械換気設備」の表を添付して下さい。(別添1(イ)参照) ●「使用建築材料表」を添付して下さい。(別添2(エ)参照)	●確認申請書の第四面の【8. 建築設備の種類】の欄に「換気設備」と記入して下さい。 ●「居室毎の機械換気設備」の表を添付して下さい。 ●「使用建築材料表」を添付して下さい。 ●「天井裏等への措置」の表を添付して下さい。
94	11行目の下に追加		4. がけ又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部のがけ又は擁壁に有害な影響を与えないよう十分に注意する。
105	下の図	(幅員を示す文字が4ヶ所ずれている)	(ずれを修正した)
106	下の図	(幅員を示す文字が1ヶ所ずれている)	(ずれを修正した)
108	下の図	(幅員を示す文字が2ヶ所ずれている)	(ずれを修正した)
109	下の図2ヶ所	(幅員を示す文字が6ヶ所ずれている)	(ずれを修正した)
118	下から1行目	道を有していることから、 <b>道路</b>	道を有していることから、 <b>狭隘道路</b>
232	右の表 許可の欄 5行目の区分の欄 右の表 許可の欄 5行目の手数料の欄 右の表 許可の欄 5行目の区分欄の 下に1行追加 右の表 許可の欄 5行目の手数料の欄 の下に1行追加 右の表 認定の欄 1行目の手数料の欄 右の表 認定の欄 1行目の手数料の欄 右の表 認定の欄 1行目の手数料の欄 の下に1行追加 右の表 認定の欄 1行目の手数料の欄 の下に1行追加 右の表 1団地認定又は許可の取り 消しの欄	法86条3項、4項、 <b>法86条の2第2項・3項</b> (1団地) 220千円+28千円×(棟数-1) 法86条4項、 <b>法86条の2第2項・3項</b> (1団地) 220千円+28千円×(棟数-1) 法86条1項、2項、 <b>法86条の2第1項</b> (1団地) 78千円+28千円×(棟数-1) 法86条2項、 <b>法86条の2第1項</b> (1団地) 78千円+28千円×(棟数-1) 6,400円+28千円×(棟数-1)	法86条3項(1団地) 220千円+28千円×(棟数-2) 法86条4項、 <b>法86条の2第2項・3項</b> (1団地) 220千円+28千円×(棟数-1) 法86条1項(1団地) 78千円+28千円×(棟数-2) 法86条2項、 <b>法86条の2第1項</b> (1団地) 78千円+28千円×(棟数-1) 220千円+28千円×(棟数)